

# 新型コロナウイルス感染症拡大防止対策に係る施設の利用について

令和3年10月15日(金)から当面の間、岩手県及び北上市より示されている方針に従い体育施設の貸出を行います

## 【対象施設】

北上総合運動公園内の施設、和賀川グリーンパークテニスコート及び多目的広場、北上市民江釣子野球場及び運動場

### (1) 体育施設の利用

- ・岩手県外居住者は利用日前2週間の体温を記録した書類と利用当日の体調チェック記録表を管理者へ提出

#### 小・中学校、高校、一般団体 (クラブ活動、スポ少、サークル)

- ・各学校及び団体から示されている活動方針に従った活動
- ・各自治体から活動や移動に関する制限が出ている地域の学校、チーム、団体との練習試合等は  
**自粛**

#### 北上市内の小・中学校 (クラブ活動、スポ少)

- ・北上市教育委員会9月17日付配布文書に従った活動
- ・市内外の学校・チームとの練習試合等は、**直近1週間の地域の感染状況を踏まえ慎重に判断**
- ・部活動等や大会の参加は児童生徒本人、保護者の意向を尊重する 等

### (2) 大会、イベント等の実施時

- ・大会、イベント等の実施は原則、「2021年度体育施設行事予定表」に記載したものに限り
- ・観客の入場は岩手県または各競技団体が示すガイドラインに準ずることとし、開催期間中は感染防止対策を徹底すること
- ・大会、イベント等の主催者は、参加者の**開催日前2週間の体温を測定、記録した書類と利用当日の体調チェック記録表を管理者に提出**

\* 状況に応じ、内容を変更することがあります。